

延久度造宮事業と後三条親政

詫 間 直 樹

はじめに

平安後期の政治史において、後三条天皇による親政は、政治形態上、いわゆる摂関政治から院政へと移行する転換期として、また院政前史をなすものとして位置付けられている。⁽¹⁾しかし、地方支配体制や税制など国制上の重要な政策転換は、すでに十一世紀四十年代に行われており、⁽²⁾最近では弁官局の行政機能の拡大という中央政治機構の面からも、この時期があらためて注目されるようになって⁽³⁾いる。従って、延久年間における後三条親政の性格を考察する場合、前代の国家支配体制や政策との関わりから見たならば、それはどのように評価されるのか、という問題がここに存するといえるであろう。⁽⁴⁾

本稿では、かかる問題意識の下に、後三条朝に遂行された延久度造宮事業を一つの検討素材として取り上げる。今次の造宮は、八省院・内裏・築垣などの再建修造が併行して進められた大事業であった。しかし

ながら、史料的制約も大きく、それらの造宮の実態については、殆ど明らかにはされていないのが現状である。そこでこの小論では、延久度造宮事業の全容をできるだけ究明するとともに、後三条親政の諸政策を平安宮造営形態との関わりの中であらためて捉え直してみることを目的とする。そしてその上で、後三条親政の特質についても、あわせて考察を試みたいと思う。

一、八省院の造営

本章では、まず大極殿を中心とした八省院の造営について見ていきたい。史料としては、従来あまり利用されていない『土右記』⁽⁵⁾『御即位記』⁽⁶⁾等に注目しつつ、基礎的事柄を明らかにしていく。

(一) 造営経過

造営の経過については、次頁の表Iに基づきながら確認していくこと

表Ⅰ 延久度造宮事業関係年表

天皇 番号	年 月 日	内 容	出 典	備 考
後冷泉 ①	康平元(1060) 二・三	〔内裏〕〔中和院〕〔八省院〕等焼亡。	定家朝臣記、百練抄	後冷泉天皇遷御以前に新造内裏が焼亡。
②	〃 二・七	〔八省院〕造大極殿雜事定。	定家朝臣記、百練抄	
③	康平六(1065) 三・三	〔豊楽院〕焼亡。	扶桑略記、百練抄	以後、再建されず。
④	〃 六・三	〔八省院〕造八省行事所始め。	扶桑略記	
⑤	康平七(1066) 七・三	〔〃〕造大極殿を丹波国に任す。	水左記	
⑥	治暦三(1067) 三・三	〔〃〕造大極殿を改定、造大極殿行事所始め。	水左記、十三代要略	
⑦	治暦四(1068) 五・二	〔〃〕造大極殿の議。	御即位記、本朝世紀	即位の事とあわせて。
⑧	〃 五・四	〔〃〕造大極殿定。	御即位記、本朝世紀	造作終了日・国充等決定。
⑨	〃 八・二	〔〃〕造大極殿事始。	本朝世紀、十三代要略	
⑩	〃 八・四	〔〃〕大極殿木造始。	本朝世紀、扶桑略記	門・廊も木造始を行う。
⑪	〃 一〇・一〇	〔〃〕大極殿立柱・上棟。	帥記、本朝世紀	
⑫	〃 二・三〇	〔内裏〕諸卿、明年造宮の事を定む。	帥記、本朝世紀	実際は、天皇と三人の大臣のみ。
⑬	延久元(1069) 二・一〇	〔〃〕梁年に当り、内裏造宮の停止を定む。	百練抄	延久元・正・三・梁年定あり。
⑭	〃 二・三	(延久荘園整理令Ⅰ)	平安遺文 三一〇元、一〇八	
⑮	〃 三・三	(延久荘園整理令Ⅱ)	平安遺文 三一〇一	
⑯	〃 四・二四	〔八省院〕大極殿瓦葺始、小安殿・昭慶門等の破風を立つ。	土右記	行事弁代理藤原隆方。
⑰	〃 四・八	〔〃〕大極殿等の定文を下す。	土右記	
⑱	〃 六・二	〔中隔垣〕淡路国「延久元年六月二日宣旨」により中隔垣築造を停止し、高陽院築垣を命ぜらる。	朝野群載 卷六	延久元・六・三 高陽院に遷幸。
⑲	〃 六・元	〔八省院〕青龍・白虎両楼等上棟。	土右記	

20	〃	閏10・二	(記録荘園券契所を新設)	百練抄	
21	延久二(1070)	三・二	〔内裏〕造内裏事始。	園大曆 貞和二・七・三条	
22	〃	五・五	〔八省院〕大極殿の鶏尾は木を用うべき宣下あり。	百練抄	延久二・10・10京都に大地震あり。
23	延久三(1071)	三・五	〔内裏〕内裏上棟。	園大曆 貞和二・七・三条	
24	〃	三・七	〔中隔垣・大垣〕修理左右宮城使を新設。	百練抄	修理左右坊城使に准ず。
25	〃	五・六	〔内裏〕河内国に対し、醍醐寺領からの造宮米付徴の免除を命ず。	平安遺文 三二〇条	
26	〃	五・九	〔〃〕五畿七道に対し、寺社領本免田への造宮料物賦課の停止を命ず。	平安遺文 三二〇条	
27	〃	五・一	〔大垣〕「延久三年五月宣旨」により宮城大垣の料物を進納し、宮城使の返抄を請うこととなる。	筑後国檢交替使実録帳	
28	〃	—	〔中隔垣〕「延久三年月日宣旨」により中隔垣の料物を前後司で分け、作料を宮城所へ納め返抄を請う。	朝野群載 卷六	或いは「延久三年五月宣旨」と同一のものか。
29	〃	七・九	〔内裏〕新造内裏に於て安鎮法を修す。	安鎮法日記	
30	〃	八・六	〔〃〕内裏新造落成、天皇遷御。	百練抄、扶桑略記、園大曆 貞和二・七・三条	
31	〃	10・三	〔〃〕造宮賞を行行。	十三代要略	弁官補任では延久三・二・三に所見あり。
32	延久四(1072)	四・三	〔八省院〕大極殿新造落成、同殿・楼・門等に額を打つ。	扶桑略記、十三代要略	
33	〃	八・0	(沽価法を定む)	百練抄	
34	〃	九・元	(量制を定むへ延久の宣旨拵)	扶桑略記、愚管抄、古事談、東寺長者補任	長保例に拠るか。

注：後三条親政の政策も、便宜()内に記し、年代順に配置した。

とする。⁽⁷⁾ 後冷泉朝の康平元年(一〇五八)二月二十六日、新造内裏、中式奉行の場ということから、急遽大極殿・小安殿・会昌門等の造営が進

和院、そして八省院の大部分が焼失する(①)表Iの番号を指し、典拠められることになったのである。

名は省略、以下同様)。この内、大極殿のみについては翌日に再建が議 即ち、治暦四年五月十一日、即位式のこととあわせて大極殿造営が議

されたが(②)、治暦四年(一〇六八)四月に後冷泉天皇が崩御するま され(⑦)、同月二十四日の造大極殿定において日程・国充等が決定さ

でその造営は殆ど進展をみなかった。しかし後三条天皇の踐祚後、即位 れた(⑧)。ついで八月二日に事始(⑨)、十月十日には立柱・上棟が

なされた(⑩)。なお十月二日の大極殿上棟日時定の際、「今度小安殿・昭慶門等共可上棟」(『帥記』同日条)とあることから、小安殿や昭慶門も大極殿とともに造作が開始され、しかも上棟の可能な段階になっていたことがわかる。当初の予定では、これらの造営を年内に完了させることにしていたが、実際は大幅に遅れて、延久四年(一〇七二)四月に至り、大極殿の新造落成がなされたのである(⑪)。これは後述のように、上棟の際、行事弁が天皇から勘当を蒙ったり、また延久二年からは内裏の造営が始まり、そちらに主力が注がれることになったためであろう。

(二) 造営形態

八省院の造営形態については、まず中央造営機構として、従前の八省院修造の場合と同様、臨時に行事所が設置された(8)。表Ⅱは、この行事官についてまとめたものである。ここからは次の三点が注目される。第一に、内大臣たる源師房が行事官として参画し、また彼以外にも行事の人数が四人と多いことである。これは、この造営にかける後三条政府の並々ならぬ意欲を如実に示すものといえよう。第二に、修理職・木工寮の長官たる修理大夫藤原資仲・木工頭藤原伊房がともに行事官に組み込まれていることである。これによって、修理職・木工寮が保持していた工匠・人夫・資材等が、両長官を通じて八省院造営の方へ充当し得る体制が整えられたものとみられる。第三には、右中弁藤原隆方が、一時、本来の行事弁藤原伊房の代役として行事弁の任に就いていることである。

表Ⅱ

	本官	人名	典拠	備考
行事	内大臣	源師房	『土右記』延久元年4月14日条 『公卿補任』承保2年源師忠条	
	権大納言	藤原俊家	『帥記』治暦4年10月10日条 『土右記』延久元年4月14日条 『公卿補任』承保2年藤原宗俊条	
	権中納言	源経長	『帥記』治暦4年10月10日条 『土右記』延久元年4月14日条	
	参議	藤原資仲	『土右記』延久元年4月14日条	修理大夫
	"	藤原泰憲	『土右記』延久元年4月14日条 『公卿補任』延久5年藤原泰憲条	
弁	権左中弁	藤原伊房	『帥記』治暦4年10月10日条 『土右記』延久元年4月13日条 『弁官補任』承保2年藤原伊房条	木工頭
	右少弁	源師賢	『本朝世紀』治暦4年5月11日条 『帥記』治暦4年10月10日条 『土右記』延久元年6月5日条	
	右中弁	藤原隆方	『土右記』延久元年4月14日条	行事弁伊房代理
史	左大史	小槻孝信	『本朝世紀』治暦4年5月11日条	

この事情を説明しておくくと、造営当初から行事弁に任ぜられていた藤原伊房と源師賢の両名は、大極殿上棟の日、大工等に与えた禄が過差であったため、後三条天皇から勘当されてしまったのである(『帥記』治暦四年十月十日条、『土右記』延久元年六月十五日条)。これが許されるのは翌延久元年六月五日になってのことであり(『土右記』同日条)、その間の同年四月十四日に行われることとなった大極殿瓦葺始(⑫)では行

事弁不在という状況に陥っていた。そこでとりあえず右中弁藤原隆方を行事弁代理に任じて、どうにか事業が進められたのである（『土右記』同日条）。この事実は、行事所の活動における行事弁の重要性を再確認し得るものといえるであろう。

では、こうした行事所の下で、実際の造営負担はどのように割り充てられたのであろうか。治暦四年五月の造大極殿定に關して、『御即位記』^(藤原御実)所載の京極殿記治暦四年五月十一日条には「被仰下云、今年内可被造畢大極殿、而丹波一国可勤其事欵、為諸国勦力可造營欵、^(藤原教通)関白以下擬議云、造作事丹波一国可勤仕之由、先年議定已成、採運材木漸致其勤、然者先被問堪否由於彼国司、随申趣可被量行欵」とあり、この日、大極殿造営を丹波一国に課すか（造国方式）、それとも諸国に割り充てるか（所課国方式）を問題としたが、議定の結果、まずは丹波国司源高房に造営負担の堪否を問ひ、その返答如何によって賦課形態を考えようとしていることがわかる。そして、同記同月二十四日条に「関白被参招頭中将、国宛等何様可候乎、頃之来云、除伊予・讃岐、^(会昌門)丹波大極殿、之外、可然国以十一国可宛」とあるように、結局は丹波一国が大極殿造営を課され、また、伊予・讃岐両国は会昌門の造営が充てられたのである。なお、このときの伊予守は藤原実綱であるが（『本朝統文粹』卷六）、讃岐守は不明である。しかし、他の史料により藤原経平が会昌門を造営したことが確認されるので、⁽⁹⁾経平の可能性がであろう。

翌延久元年四月には、青龍・白虎両楼と回廊の造営が丹波国に重ねて

充て課されることとなったが⁽¹⁰⁾、小安殿については「小安殿棟桁等各限一間所当云々」（『土右記』延久元年六月九日条、傍点筆者、以下同様）と見え、所課国方式が採用されていた。また、昭慶門の造営については修理職が関与していたことが認められる（同記延久元年四月十六日条）。しかし、その他の建造物については国充等を明示する史料を欠き、また丹波以下の諸国が造営用途をいかに調達したかについても詳細は不明とせざるを得ない。だが、おそらくその用途は、造内裏役と同様に在地から臨時加徴として徴収されたものと考えられる。⁽¹⁰⁾

（三）造国と成功の採否

延久度の大極殿造営については、丹波一国が請負ったことからか、これを丹波守源高房の成功によったとする見解がある。⁽¹¹⁾しかし高房は大極殿が完成する延久四年に但馬守に補任されていることから（『魚魯愚抄』）、丹波から一段格の低い但馬へ遷任をしたことになる。また本来的成功の手続きを、政府の募集→成功の申請→政府の許可→功の実施→任官、とするならば、⁽¹³⁾丹波国の場合は先掲『御即位記』に示す国充のあり方によると、手続き上はあくまで正式な賦課の形をとっているとみられるので、これを単純に成功とすることはできないであろう。ただし、丹波守源高房が、大極殿さらには青龍・白虎両楼など八省院中心部分の造営を一手に引き受けることのできた背景については、いまま少し考察を加うべき点があるように思う。

その一つは、丹波国自体が持つ国力の特殊性である。同国は古代より須恵器生産を継続して行い、十一世紀後半ともなると国内における瓦生産体制を飛躍的に充実させていた。⁽¹⁴⁾そして実際の平安宮跡発掘調査によっても丹波系瓦が宮内から多数出土していることが確認されており、その理由の一つとして延久度大極殿造営の際に丹波国から搬入されたことが考えられている。⁽¹⁵⁾つまり、かかる瓦生産の実績をも備えた丹波国の総生産力が、大極殿等の造営を実現させた背景として注目されるのである。もう一つは、後三条天皇と丹波守源高房との個人的な関係である。

天皇は長元七年（一〇三四）七月十八日に高房の父源行任の家で誕生し（『日本紀略』、延久五年（一〇七三）五月七日に高房宅で崩御した（『百練抄』）という事実が示すように、醍醐源氏の系統に連なる源行任・高房の父子は、二代にわたって後三条天皇と密接な関係を有してきたのである。⁽¹⁶⁾即ち、そうしたところから生まれたであろう天皇の高房に対する個人的な信頼も、造営遂行の重要な要素であったと思われる。

また天皇と造国司との関係でいえば、会昌門の造営を分担した藤原経平も天皇の近臣の一人であり、その賦課のあり方からは、高房に対するものと同一の性格が読みとれる。さらに、造営関係ではないが、かかる造営形態上の特質は、延久元年から同二年にかけて後三条天皇の御願寺として造営された円宗寺においても認められるのである。⁽¹⁷⁾『江家次第』巻五に「円宗寺、本名円明寺、延久元年仰播磨国令造進、点仁和寺側為其地、同二年十二月供養」とあるように、円宗寺は播磨国が造進したの

である。従来この事実あまり注目されていないが、これも「仰播磨国」とあることから賦課の形をとったものであろう。⁽¹⁸⁾このときの播磨守は橋俊綱であったが、彼はそのあと讃岐守に遷任をしたとみられる。⁽¹⁹⁾また播磨国も丹波同様、国内の瓦生産を拡大させたのは十一世紀後半からであり、⁽²⁰⁾俊綱自身も讃岐守の任を終えたあと内蔵頭に任ぜられるなど、⁽²¹⁾それ以前より朝廷との関わりは大きかったものと思われる。従って、かかる円宗寺造営の播磨国への国充は、丹波国に対する政府方針と軌を一にするものといえるであろう。

さて、そこで想起されるのは、次代の白河朝以降次々と建立されていく六勝寺等の御願寺の造営形態である。それは夙に小山田義夫氏が指摘されている如く、播磨など大国・熟国への賦課が結果的に重任へと結びついていく、いわゆる「賦課成功」と呼ぶべきものであったが、⁽²²⁾これと延久年間における丹波（大極殿）・播磨（円宗寺）などの場合とを比較してみるならば、造営後の国司の処遇が重任か遷任かの違いにすぎないことになる。即ち、延久度の八省院・円宗寺などの造営に際しては、主として天皇に近い関係にある受領が掌握され賦課が命じられたのである、かかる形態は本来的成功とは区別さるべきものであったが、一面では院政期における御願寺造営形態の先駆をなしているものと捉えることができるのである。⁽¹⁷⁾

ところで、『続古事談』には「後三条院ハ、……御即位ノ後サマハ、ノ善政ヲオコナハレケルナカニ、諸国ノ重任ノ功ト云事、長ク停止セラ

レケル」という有名な話を載せている。この重任功停止政策がどの程度まで実現されていたかは測り難いが、上述のように、院政期の造国司が主に重任とされたのに対して、延久年間には遷任の扱いを受けていることとあらためて着目するならば、当時の政策として実施されていた重任功の停止が、こうしたところにおいても規制的に働いていたことを示しているのではないかと思われる。撰関期には、内裏や八省院の造営において重任・延任の例がまま見られるが、それと対比してみても、延久年間には、新たな政策として重任功の停止ということが打ち出されたと考えてよいであろう。

以上、延久度の八省院造営に関する内容を概観したが、では、これに続いて造営に着手される内裏の方はいかなる状況を呈しているであろうか。それを次章で検討していきたいと思う。

二、内裏の造営

(一) 造営経過

康平元年二月に焼亡した新造内裏は、後冷泉朝においてはもはや再建の議が持ち上ることなく、約十年を経た後三条天皇即位後の治暦四年十二月二十日に至り、ようやく内裏造営のことを議す御前定が開かれた(12)。しかし翌延久元年二月十日には、今年が梁年に当るといふ理由か

ら、本年中は内裏造営を停止することが定められたのである(13)。ただし内裏外郭の築垣である中隔垣については、「中隔西面垣、起自南、北行卅丈、右、延久元年六月二日宣旨、応暫停内裏中隔垣」(『朝野群載』卷二十八)とあることから、延久元年六月以前より築造が始められていたと考えられる。つまり築垣部分は梁年の禁忌とは無関係であった(築垣については次章で述べる)。またこれから推測すると、中隔垣とともに内裏内部の殿舎・門廊等の国充も延久元年六月以前には決定していたのではないかと思われる。あるいは先の治暦四年十二月の御前定がそれに相当するものかもしれない。その後、延久二年三月十一日に事始が行われ(14)、翌三年三月五日に上棟がなされた(15)。そして同年八月二十八日に至り新造内裏が落成したのである(16)。

(二) 造営形態

では、内裏の造営形態はいかなるものであったのか。まず中央には、前代と同様に造内裏行事所が設置され、八省院造営の行事所とは別の系統で、諸国および修理職・木工寮を統轄したものと考えられる。しかし造内裏行事所の構成員(上卿―行事―弁―史)については史料的に殆ど明らかにすることができず、わずかに参議源経信が行事の一員として確認されるのみである(『弁官補任』延久三年源経信条)。だがこれを推定する手懸りとしては、延久三年五月に出された造内裏役免除に関する二通の官宣旨(ともに案文)がある。

(A)左弁官下河内国

応免除醍醐寺所領付徴造宮米事

右、得彼寺去三月廿一日解状傳、謹検案内、件庄者、是寺家建立当初、従本願施入後于今不輪租田、雖経年序無課一分公事雜役也、如此臨時造殿雜事、又同前々所被省除也、(中略)望請官裁、早任先例、且如度々官符・宣旨、永被免除如此臨時公事者、例事無怠、弥奉祈聖朝宝祚者、權中納言源朝臣隆俊宣、奉勅、依請者、国宜承知、依宣行之、

延久三年五月六日

大史小槻宿禰在判

右少弁大江朝臣在判
匡房(25)

(B)右弁官下 五畿内七道諸国

応免除神社仏寺領田宛負造宮料物等事

右、權大納言藤原朝臣能長宣、奉勅、諸国司等不除神社仏寺之領田、宛課造宮用途之雜物責催之由、間有其聞、宜仰五畿内七道諸国、令停止寺社領宛徴造宮料物等、但本免之外、至于籠作公田者、可非免除之限、国司・本所隳任道理、全以勤行、不致牢籠、勿成後訴者、諸国承知、依宣行之、不可違失、

延久三年五月十九日

大史小槻宿禰

中弁藤原朝臣(26)

両史料の宣下の上卿や奉行の弁・史を見てみると、上卿は(A)が權中納言源隆俊、(B)が權大納言藤原能長である。前代・後代の例では造内裏行事

所の上卿にいずれも大納言もしくは中納言が就任しているのが、今回も同様だとすれば、隆俊か能長のどちらかが行事所上卿ではなかったかと思われる。その場合、能長は天皇坊時の東宮大夫であり(『公卿補任』)、隆俊は在位時の近臣の一人であった(『古事談』)ことも留意されよう。⁽²⁵⁾ また、弁は(A)が右少弁大江匡房であり、(B)が右中弁だとすると藤原正家である。史は(A)・(B)ともに左大史小槻孝信である。確証は得られないが、これらの弁・史も行事所の弁・史を兼任し、かかる造内裏役關係文書の発給に携わった可能性が高いと考える。

造内裏の国充については、例えば淡路国は陰明門を充てられたが、それは「不立用料、造進陰明門一字」(『朝野群載』卷二十八)とあるように、「料」即ち国衙に在るべき正税を用いなくて造進したのである。よってその用途は、在地へ臨時加徴として転嫁され徴収されたものと思われる。また(A)史料によれば、河内国司は醍醐寺領に「臨時造殿雜事」の名目で「造宮米」を賦課している。故に同国は内裏内の某殿舎を充てられていたことがわかる。その外では、加賀国が造国の一つであったことが知られる程度である(『公卿補任』承保三年源俊明条)。しかし(B)史料によれば、「五畿内七道諸国」に対して「造宮料物」の寺社領(本免田)免除が命じられているのであるから、逆に、その国充は全国的規模で行われたことが推測されるのである。

さて、この国充により造国もしくは所課国となった諸国の中には、在地から造内裏役を徴収する際、それを莊園・公領を問わない一国平均役

として賦課する国もあった。例えば、延久六年（一〇七四）七月七日官宣旨案⁽²⁶⁾（河内国宛て）に引用する醍醐寺解状には「就中去延久三年之比、造宮重色国内平均之役、国司課負件庄之日、依無先例奏聞公家、隨則以同五月六日、如此臨時雜役永以可免除之由、被下宣旨明白也」とあるように、河内国内では、(A)によって停止が命じられた造内裏役の徴収が、それ以前においては「国内平均之役」として諸莊園へ課されていたのである。また小山田氏は、(B)史料の中に「但本免之外、至于籠作公田者、可非免除之限」との文言があることから、この官宣旨によって籠作公田や院宮王臣家莊園への「造宮料物」の賦課が政府の公認を得たこと、そしてそれが「五畿内七道諸国」に発給されたことから、造内裏役が「一国平均の課役」として体制的に成立したと考えられることなどを指摘しておられる⁽²⁷⁾。

しかし後者の一国平均役の成立という点に関しては、私は前稿において、国司の一国平均役申請が政府から全面的に認可されるようになることにその指標を求め、中央臨時用途を一国平均役として賦課する方式が、すでに後朱雀朝の長久度内裏造営時（長久元年〜同二年）から採用されていたことを論じた⁽²⁸⁾。そしてこれ以降延久年間に至るまでの間においては、造興福寺役・防鴨河夫役・御馬通送役・造一宮役（出雲国杵築社）・造高陽院役などの課役についても、国司の一国平均役申請を中央政府（太政官）が認可して宣旨を下し、在地では莊公を問わず賦課が実施されている事実を確認することができる⁽²⁹⁾。従って、長久度の造内裏を

機に採用された一国平均役の認可政策が、延久度においてもあらためて適用されたと見る方が実状に即していると考えるのである。

(三) 内裏造営と莊園整理

後三条親政の諸政策の中で、社会的に最も大きな影響を与えたものとして延久の莊園整理事業があることは言うまでもないが、ここでは、近年特に注目されている内裏造営との関わりを検討したいと思う。

1

かつて石井進氏は、後三条親政期に打ち出された諸政策を、莊園整理令の強行↓親政政権の高権としての位置付け↓その表現としての一国平均役の徴収↓計量基準たる公定枿（宣旨枿）の制定、という一連の文脈で捉えられ、また延久莊園整理令において後世の大田文作成と類似の作業を要求していることから、大田文の始期をこの頃に求められた⁽³⁰⁾。大田文の作成目的の一つには諸国から一国平均役を徴収する際の基礎台帳とすることがあり、かかる石井氏の指摘は、一国平均役（ここでは造内裏役）徴収の前提として、大田文的台帳作成を伴う莊園整理作業の重要性を示唆されたものといえる⁽³¹⁾。また市田弘昭氏は、延久度以外の内裏造営と莊園整理令（全国令）との関係にも注目され、平安後期の全国令は内裏造営を重要な契機として発布されたこと、そして直接的には造内裏役の賦課範囲を確定するための役割を果たしたことなどを論じられた⁽³²⁾。

しかし一方では、全国令の発令契機の面において内裏造営との関連性

を疑問視する見解も出されている。戸川点氏は、延久度内裏造営においては内裏完成後も引き続き荘園整理作業が行われていること、天喜度内裏造営においては全国令の発布が見られないまま造内裏役が在地に課され、内裏上棟の翌年になって天喜令が出されたことなどを論拠として市田説に批判を加えられ、「十一世紀中期」という限定つきではあるが、全国令の発令契機としては国司の申請・受領の要求がより重要である、と主張された⁽³³⁾。

長久元年（一〇四〇）の長久令立案の過程では、国司の申請を中央政府が追認する形で全国令として打ち出したように（『春記』長久元年六月八日条）、続く寛徳令・天喜令・延久令等においても同様の事態を想定することは可能かもしれない。しかし、十一世紀中葉以降には、それ以外の時期においても国司からの個別の荘園整理申請は国司申請雑事の形で相次いで出されているのであって、⁽³⁴⁾その中で、なぜ長久元年・寛徳二年（一〇四五）・天喜三年（一〇五五）・延久元年（一〇六九）という各年次に、政府がそれを一国令に止めず全国令として計画し発令したのか（その政策決定要因）が問題となるのではなからうか。

そこであらためて全国令と内裏造営との関わりを見てみるならば、長久の荘園整理の審議が初めて史料上に現れる長久元年五月二日には造宮定を開催しようとしており、⁽³⁵⁾寛徳令が出された寛徳二年十月には某国郡司等が造襲芳舎の作料不堪のことを中央に言上している事実がある⁽³⁶⁾。天喜令と内裏造営（上棟）との時期的前後関係については戸川氏が指摘さ

れた如くであるが、天喜令発布後も里内裏一条院の造営と併行して平安宮内裏の造営は引き続き行われており、これが完成するのは、天喜五年（一〇五七）正月五日に造宮行事賞が与えられていることから、⁽³⁷⁾その少し前、即ち天喜四年の末頃であったと考えられる。とすれば、天喜令も内裏造営の過程の中で発令されたことだけは間違いない。さらにこれ以後、本稿で問題とする延久令や、承保二年（一〇七五）の承保令、⁽³⁸⁾康和元年（一〇九九）の康和令、保元元年（一一五六）の保元令など、いずれの全国令も内裏造営（修造）計画が始まった段階や造営期間中に発令されているのである。以上のような造内裏と荘園整理との対応関係に基づくならば、全国令の発令契機として国司の申請が前段階にあったとしても、政府側の政策決定要因としては、やはり内裏の造営（諸国から造内裏役を徴収する必要性）が重要な意味を持っていたと考えられるのである。

全国一斉に荘園整理を行うということは、平安後期の国家政策の中では非常に大きな意味を持つものであり、全国令には、通常の官物・臨時雑役の賦課範囲を確定したり、荘公の帰属のあいまいな土地を明確化して、国司・本所間の相論を防止する役割も求められたであろう⁽³⁹⁾。しかしそうした中で、内裏の造営はいわば朝廷の権威を象徴する最大の行為であり、造宮用途を徴収する過程が国家支配権の在地への浸透と見ることができるとすれば、国家は造宮という機会を通じて荘園整理を全国的に貫徹させようとしたのではないだろうか。つまり、内裏の造営に収取体系

の整備・強化の必要性が結びつくことによって、荘園整理令が全国を対象として企画され発令されたのであると考えられる。ただし全国令の内、十一世紀末の康和令の段階ともなると、その発令自体は、内裏造営時に全国令を発布してきたこれまでの前例をそのまま踏襲した性格も強かったと推察されるのである。⁽⁴⁰⁾

2

延久度も石井・市田両氏が説くように、荘園整理と内裏造営の両事業は密接な関わりを持って行われたと考えられる。延久令は延久元年二月二十二日⁽¹⁴⁾と三月二十三日⁽¹⁵⁾の二度にわたって発令されたが、先述の如く、造内裏の計画は前年の十二月に御前定で取り上げられており⁽¹²⁾、両事業がほぼ同じ頃に政府内部で検討されはじめたことを示している。

ところで、両者の関連性を疑問とする戸川氏がその根拠としてあげられたのは、石清水八幡宮護国寺領に対する荘園免否の決定が内裏完成の翌年に当る延久四年九月に至ってなされている、ということである。しかし、この太政官牒は、延久三年五月に提出された記録荘園券契所（以下、記録所と略称）の勘奏に基づいており、それから約一年三箇月を経た後、記録所から太政官裁決までの期間を見てみると、約一〜三箇月（四例）、長くても半年ほど（一例）であり、かかる意味からすれば、石清水の事例は、むしろ特殊例というべきものであろう。⁽⁴³⁾ また、その諸荘園免否に

関する勘奏を作成した記録所は延久元年閏十月十一日に初めて設置されたが⁽²⁰⁾、延久令はそれ以前の同年二月および三月に発令されていた。とすれば、延久令発令時における政府の政策的意図は、記録所の活動とはいったん切り離して考えるべきではないかと思われる。⁽⁴⁴⁾

しかしこれに対して、近年榎道雄氏は、記録所の設置月日に関する通説を批判され、それを延久令発令以前の延久元年二月十一日に求められた。⁽⁴⁵⁾ 即ち、記録所設置を示す唯一の史料である『百鍊抄』（国史大系本）に「閏二月十一日、始置記録庄園券契所、定寄人等、於官廟所始行之」とあるのを、通説では、この年の閏月は十月だから『百鍊抄』の「閏二月」は「閏十月」の誤写もしくは編纂上の誤りと解してきたのに対して、榎氏は、記録所が延久令発令から八、九箇月もたって設置されたのではあまりにも遅すぎる、という疑問から（この問題提起は通説に欠けていた点である）、「閏」を「同」の誤写と解し、『百鍊抄』の本来の記載は「同二月十一日」とあったと見て、記録所の設置を延久元年二月十一日と結論付けられたのである。だが私は、次の四つの理由から、やはりそれは閏十月十一日でよいと考える。

第一の理由は、「閏十月十一日」と明記する『百鍊抄』の写本が存することである。即ち、『百鍊抄』諸写本の祖本と目される金沢文庫本（存佚不明）を忠実に写した神宮文庫所蔵旧宮崎文庫本や書陵部所蔵新井本⁽⁴⁶⁾などには、明らかに「閏十月十一日」と記されているのである。⁽⁴⁷⁾ 第二の理由は、「閏」を「同」の誤りとすると、『百鍊抄』延久元年の部分は

「元年二月十日」条・「廿三日」条・「同二月十一日」条・「三月十五日」条……の順に併記されていたことになるが、これでは「同」の承けるべき「元年」が直前の日付にないので、記載形式上不自然になることである。⁽⁴⁸⁾ 第三の理由は、二月十一日とすると記録所の弁に就くべき人物が求めにくいということである。延久の記録所の弁については、『玉葉』文治三年二月十七日条に「記録所弁事、延久・保元共藏人弁為執権」とあるように、藏人弁たる人物が選ばれたのである（天永の記録所でも同様）。実際、延久二年以降は、藏人弁であった大江匡房が記録所の弁であった。⁽⁴⁹⁾ しかし匡房が初めて弁官となったのは延久元年十二月十七日であるので（『弁官補任』）、それ以前の藏人弁が問題となる。同年六月十九日以降は権左中弁藤原伊房であるが、さらにその前は右弁源師賢が治暦四年四月から藏人弁の地位にあった（『弁官補任』『職事補任』）。ところが前章で述べた如く、師賢は伊房とともに治暦四年十月から延久元年六月まで後三条天皇から勅当されていたのである。よってかかる状況の中で藏人弁師賢が記録所の弁に任ぜられたとは考えにくく、それゆえに二月十一日説にも疑問が呈されるのである。第四の理由は、延久元年二月・三月から閏十月までの期間においては、官底が荘園券契等の審理作業を行っていたと考えられることである。例えば、延久二年七月二十四日付の東大寺に下された官宣旨には「於畠条者、依去年二月廿二日官符所檢注也、然而寺家不下遣公驗之上、官底被沙汰券契之間、相待裁下、未定免否」という美濃国司の言詞が記されているが、これは延久令

に基づき中央へ進上されてきた荘園券契が、当初は官底、即ち弁官局事務部門（官文殿スタッフ）で審理されていたことを示しているものと考えられる。⁽⁵²⁾ 槇氏が自説の根拠としてあげられた延久元年十月一日官宣旨は、太政官が東寺に対して丹波国東寺領の本公驗提出を求めたものであるが、これも官底での券契処理段階のこととすれば問題はあまい。⁽⁵³⁾

以上から、記録所の設置月日は延久元年閏十月十一日とするのが妥当であると思われる。従って、記録所による券契審理作業とは別個に延久令そのものの発令意図を考えるならば、やはりそれは、国司の在地における徴税活動、就中この当時最大の財政課題となっていた造内裏役の徴収を円滑に行わせるために、まずは法源として荘園整理令を発令し、国司の立場を政府が援護しておくことにあったと解されるのである。ただし、その後には記録所が設置されたため、荘園整理事業はここを中核として推進されるようになるが、中央機構レベルでは、記録所が行事所の機能を補う部分も少なくなかったと思われる。例えば、諸国から注進される記録所へ集積された諸荘園の所在や田畠惣数等のデータは、大田文的資料としてまとめられ、行事所の実務にも役立てられたはずである。⁽⁵⁴⁾ また、行事所と記録所はともに弁官局から派生した機関でもあるため、その結節点に位置する左大史小槻孝信が行事史と記録所寄人とを兼任したり、記録所上卿源隆俊と弁大江匡房が造内裏役免除を命じた官宣旨（先掲(A史料)）を宣下・奉行していたりするなど、構成スタッフの上からは、両所の相互性を窺うことができるのである。⁽⁵⁵⁾ さらに、「延久三年造

宮料物免除宣旨案後三条院御時造
内裏所役免除事「一通(先掲(B)史料と同一のものか)が、保元の記録所の寄人文書としてあげられていることも記録所と造内裏との関連性を示唆しており、この場合注目に値するであろう。

三、築垣の修造

(一) 修理左右宮城使の設置

平安宮の築垣には、大内裏を囲む宮城大垣や内裏外郭の中隔垣、中和院の垣などがある。この内、内裏焼亡とともに罹災した中隔垣は、前章で述べた如く内裏内部の殿舎・門廊の造営に先立ち、延久元年六月以前には国充並びに事始が行われていた。その後の具体的な経過は不明であるが、築垣修造に関しては、延久三年三月に中央造宮官司の面で特筆すべき事実がある。それは、修理職・木工寮の両造宮官司に加えて、新たに修理左右宮城使という官職が設置されたことである⁽²⁴⁾。従来、本使については殆ど研究がなされていないが、これは史料上の制約とともに、これまで造宮官司としての意義にさほど重要性が認められてこなかったことにもよると思われる。しかし、本使の新設が内裏上棟後二十日余りを経た時期に当ることからすれば、それは延久度造宮事業の一環として捉える必要があるし、また後三条親政の一政策という意味からも、その意義が明らかにされなければならないであろう。

修理左右宮城使の設置については、『百練抄』延久三年三月二十七日条に「始置修理左右宮城使、前日有議定、而初所被任也、准左右坊城使例也」とあり、これより、本使は前日の議定を経てこの日初めて設置されたこと⁽⁵⁷⁾、またそれは、かつて九世紀に置かれたことのある修理左右坊城使の例に准ずるものとされたことがわかる⁽⁵⁸⁾。そしてこれ以降、職員の補任については江戸初期の慶長年間頃まで確認されることから、その間形式的ながらも停廃・統合されることなく臨時の造宮官司として存続してきたのである。ただし、まがりなりにも活動の様子が窺えるのは鎌倉時代中期までで、以後は全く名目のみの官職になったものと思われる。

修理左右宮城使の職掌については、これを明記した史料は乏しい。本使の名称や、長官である使が「宮城使指図」(『中右記』永長元年八月一日条)を管理していたとすれば⁽⁶⁰⁾、宮城、即ち平安宮全体の整備・修造を担当したとも考えられる。しかし、『歴代皇紀』(大炊御門本)後三条天皇条には「二月六日、准防鴨河使例被定、可被置宮城使・判官・主典哉事、是為令行大垣事也」とあり、また実際に活動の様子を知り得る史料に当たってみても、殆どが中隔垣・宮城大垣の修造に関するものである⁽⁶¹⁾。従って、ひとまず本使の職掌は、主に平安宮築垣の管理・修造を司るものであった、としておきたい。次節でこのことを実例で確認するが、その前に、官制および補任・解任の状況について瞥見しておこう。

官制について『官職秘抄』や『職原抄』などの記すところによれば、修理左右宮城使の構成は防鴨河使・修理坊城使と同じく使―判官―主典

の三等官制で、これが左右に分れた形をとる。長官たる使は左右各一人で弁官（中弁・少弁）が兼任する。判官は左右各二人で、史・外記・檢非違使などから選ばれる。主典は式部・民部両省の録や京職の属などが補任される。これは定員が定かでないが、実例によれば、判官と同様に左右各二人いたようである。⁽⁶²⁾ また他の史料からは、左右の宮城使がそれぞれ「宮城所」を構えていたことが知られるが、ここには弁官局の下級職員たる史生・官掌らが従事していた。⁽⁶³⁾

補任並びに解任については、『公卿補任』『弁官補任』等の史料に基づいて、そこから窺える原則を次の四点として示すに止める。

(1) 補任は小除目（臨時除目）で行われるが、その際、防鴨河使や造寺司とともに任ぜられる場合もある。⁽⁶⁴⁾

(2) 補任の契機は築垣の修造にあるが、内裏の再建・修造が行われるときにも補任がなされている。これはその際同時に中隔垣が修築されるためであろう。

(3) 長官たる使は、参議に昇ると解任となる。⁽⁶⁵⁾

(4) 任期は特に定まっていない。

なお、延久三年三月に初代宮城使として補任された者の内、名前の判明するものをあげておくと、左宮城使が左中弁藤原伊房、右宮城使が左中弁藤原隆方、左宮城判官が左大史小槻孝信である。⁽⁶⁶⁾ 伊房については第一章で見たように、治暦四年から大極殿造営の行事弁を務めており、さらに木工頭・造興福寺長官などの経歴を有していた。また孝信は、す

でに官務家として太政官政治の実務の中心に位置付けられており、このときも造宮行事の行事史として、さらに記録所寄人の一員として活躍していたことは先述の通りである（以後代々の官務小槻氏は宮城判官に就いている）。

要するに修理左右宮城使は、官制の上では修理左右坊城使・防鴨河使に准じたが、職員の面では弁官局の官人を主体として構成されたものであった（防鴨河使の場合は、長官に檢非違使も多く任じられている）。⁽⁶⁸⁾ これは、本使に対して行事所と同じような実務処理面での役割が強く求められたからであろう。

(二) 築垣修造形態の改変

次に、築垣の修造が実際いかなる形態をとって行われたかを検討していきたい。延久四年正月に中央政府に提出された淡路前司中原師平の功過申文（『朝野群載』巻二十八）には、

一、中隔西面垣、起自南、北行、卅丈、

右、延久元年六月二日宣旨、応暨停内裏中隔垣、築進高陽院北野以南西築垣一町、

内四丈者、任宣旨造築件垣既畢、又依同三年月日宣旨、前後司相分卅丈内、八丈作料絹二百十六匹、米一百卅九斛、進納右宮城所、請返抄畢、

という記載がある。これによれば、師平は淡路守任中に中隔垣西面三十

丈の修造を割り充てられたが、延久元年六月二日の宣旨によって高陽院の垣を築造するのと引き換えに、中隔垣の方はいったん停止が命じられたのである。ところが、その後「延久三年月日宣旨」によって、前後司に相分けた（中隔垣）三十丈の内、八丈分に相当する作料を絹・米として右宮城所へ進納し返抄を申請した、と述べている。即ちこの事例からは、延久三年に、①中隔垣の修造を前司・後司で分担したこと、②築造（施工）の請負いではなく作料を進納したこと、③その作料を収納したのが宮城所であり、ここから返抄が発給されるようになっていたこと、の三点が注目されるのである。

また、仁治二年（一二四一）六月一日付の筑後国検交替使実録帳⁽⁶⁹⁾には、その中の一箇条として次のように記されている。

一、宮城大垣無実事

右、使為氏等勘云、宮城大垣談天門以南一町者、毎任加修理可交替

後司、而覆勘文不見、其^(由カ)如何、前司同行宣陳云、造内裏者、諸

国一同其勤、一州独非致其功、就中依延久三年五月宣旨・応徳三年

九月官符進納料物、請宮城使返抄、緯為流例、依実被録矣、

ここでは筑後国前司同行宣が宮城大垣修造に関する検交替使為氏の勘発を受けた際、「延久三年五月宣旨」と「応徳三年九月官符」によって、大垣修造の料物を（宮城所へ）進納して宮城使の返抄を請うことがすでに流例になっている、と陳述しているのである。中隔垣と宮城大垣との違いはあるものの、その内容は先の中原師平申文の②・③とはほぼ一致す

る。さらに、『中右記』には「武藏前司長賢申大垣事、出羽前司信明申大垣事、共以内覧、出羽・武藏両国依近代例可被分宛」（永長元年十月十九日条）、「武藏前司申大垣事、可相分前後司、……出羽前司申大垣事、是又可相分前後司」（同年十月二十四日条）などがあり、永長年間（二〇九六～九七）に至っても、①と同様に大垣負担が「近代例」によって前後司で分け充てられていることを確認することができる。また同記承徳二年（一〇九八）四月二十三日条には「参左府献覧中隔大垣注文、件垣所当十四ヶ国中、相分左右被付宮城使之由、見延久三年宣旨」とも記されている。

以上のことから、政府が「延久三年（五月）宣旨」によって築垣修造形態に加えた改変を整理すると、

- (a) 延久三年以降、中隔垣・宮城大垣等の修造を諸国に課した場合、これを左右に分けて、それぞれ左宮城使・右宮城使の管轄に付す。
- (b) 諸国に充てた築垣修造の負担は、一国の前司・後司の両者で分担させる。

(c) 国司の負担内容を、実際の修築から料物の進納に改め、それが宮城所に納入されれば返抄を発給する。

となるであろう。そして同内容の指令は、白河天皇親政末期の応徳三年（一〇八六）九月にも官符として出されたのである。⁽⁷⁰⁾

では、こうした改変がなぜ行われたのか。また、それはどのような意義を有したのであろうか。まず(b)の措置について考えてみると、前司の

立場からすれば、任中に課せられた負担がほぼ半減することになるわけであるから、当然その分の課役完済は行いやすくなる。政府としても、かかる効果を期待したものと思われる。また、先の淡路国の例では、(b)の方針がとられたとき、師平は得替後・功過定以前の状態にあった。そして大垣修造如何が国司の功過に関わったことを考え合わせると、(b)は国司の交替を円滑に行わせる役割をも果たしたのではなからうか。後三条親政期に重任功が停止されたように、国司交替制度にも見直しがはかられていたのである。なお(b)の措置は、同一部分を前後司で分けるのであるから、これが繰り返されれば、国ごとに担当箇所が固定化していく傾向を生み出すことになった。先の筑後国の場合はその例であろう。

次に(c)の方式について。政府側からすれば、かかる改変は国充対象となし得る範囲の拡大を意味した。即ち、諸国から資材・工匠・人夫等を京都に集め、国司が現場にて築造を行う従来までの形態では、地理的條件から遠国への所課は現実には困難であったと思われる。しかし、これを絹・米などの料物に換算して進納させる方式とすることで、遠国に対する賦課も十分可能となったのである。事実、永長年間には、出羽・武蔵等の国にも大垣修造負担が充て課されるようになっていた。

ところで、『江家次第』巻四(定受領功課事)には不与解由状に記される各条項が列挙されているが、その一つに「大垣条」も見える。しかし、ここでは「近代不読之」とあり、『江家次第』成立の十二世紀初め頃には、もはや大垣条が功過定では読まれなくなっていたのである。

その理由については、『二中歴』七(公文歴、勘済公文年限)に功過定のときに備える文書として「大垣官覆勤之或放返抄之」が見え、『江次第鈔』巻四(正月、調度文書)には「大垣文書近代副上之」と記されていることを参考すれば、延久三年以降は(c)の措置によって、国司が大垣負担責任を果たしたか否かの判定が、作料進納に対する宮城使の返抄の有無で行われるようになったことに求められるであろう。⁽²²⁾なお、翌延久四年八月に沽価法が決定され⁽²³⁾、同年九月には宣旨枅が制定されたが⁽²⁴⁾、これらの政策は、築垣修造に必要とする用途を絹・米などの作料に換算する上で、またそれを検納する上で、ともに有効に働いたものと考えられる。

以上、(b)・(c)に関する財政上の意義やその影響について検討してきたが、つまるところこれらの改変は、全体として諸国に課した築垣用途をできるだけ確実に完済させるために打ち出された施策であった。そして同じ頃に修理左右宮城使が新設されたのも、(a)の内容が示すように、特に諸国との関係に重点を置いて、(b)・(c)の結果生じる多大な実務を処理するために、専当の機関を必要としたからであろう。

最後に、築垣修造の手続きについて触れておきたい。ただし延久度では史料を欠くため、ここでは承德度の造宮における左宮城使藤原宗忠の活動を例として確認することとしたい。宗忠が修理左宮城使に任ぜられたのは、永長元年(一〇九六)四月二十一日であるが(『中右記』、以下同様)、一年後の承德二年四月二十三日には「頃而大夫史参会、相共廻

見中隔大垣之処、北面頗全、西面所々全、南北東皆破、……参左府猷覽
中隔大垣注文」とあるように、この日宗忠は大夫史小槻祐俊（このとき
左宮城判官）を伴って中隔大垣の周囲四面を巡検し、破損状況を調査し
た。ついで、それに基づいた「中隔大垣注文」を作成し、左大臣源俊房
に猷覽したが、このあと宗忠は、国充上の問題点を列挙して、左大臣・
関白・大殿の指示を仰ぐべく、三者の間を奔走しているのである。そし
て同月二十八日には「与大夫史相共令打中隔左宮城方大垣丈尺、与本注
文頗有相違事等、任見数丈尺可成宣旨由下知了」とあり、宗忠と祐俊が
大垣注文を携えて現場に赴き、そこで丈尺を打つ際の指示・監督を行っ
ている様子が窺える。その後、諸国からは中隔垣の負担免除や前後司分
担等の申請がなされているが、これらもすべて宮城使によって処理され
ているのである。

かかる事例を参考にして築垣修造の手続きをまとめてみると、(1)宮城
使の補任、(2)巡見・破損調査、(3)注文の作成、(4)国充の決定、(5)現場で
の丈尺の確定、(6)前後司への賦課、となり、このあと国司から作料が進
納されてくれば、(7)料物の宮城所への収納、(8)返抄の発給、となる。な
お、現場における実際の修築工事は右の(5)から以後の時点で開始され
(大垣始)、その際には、おそらく修理職・木工寮が有する工匠・人夫等
が動員されたものと思われる。

四、造宮事業と後三条親政

——むすびにかえて——

以上、延久度造宮事業を八省院・内裏・築垣に分けて、それぞれの内
容を検討してきた。本章では、これらの造宮形態上に見られた特質をま
とめ、それを踏まえた上で、後三条親政の性格やその位置付け等につい
ても論及することで、むすびにかえたいと思う。

造宮形態上の特質としては、第一に、中央機構において弁官局の機能
が十二分に活用されたという点が指摘できる。八省院・内裏の両行事所
はもろろんだが、特に修理左右宮城使が職員構成の面で弁—史を骨格と
していたこと、記録所が官底の機能を継承して成立したものであったこ
となどが注目される。そして、その人事に目を向けるならば、左大史小
槻孝信が行事史・左宮城判官・記録所寄人のすべてを兼任しており、ま
た、大江匡房・藤原伊房などの後三条天皇の近臣が各機構の弁もしくは
長官に配置されているように、天皇は、即位後こうした才学にすぐれ実
務に堪能なブレーションを通して弁官局機構を掌握し、その機能を造宮事業
(荘園整理事業もその補完的意味を持つ)の遂行のために極力利用して
いったのであった。

第二に、造宮対象ごとに賦課方式を種々考慮して、諸国の財源を最も
有効な形で取り入れていたことがあげられよう。八省院の造宮では、丹

波・伊予・讃岐などの熟国・大国を中心に賦課が行われ、かかる造国の経済力を吸収する形をとった。一方、内裏の造営では全国的に国充がなされたが、ここでは造内裏役が一国平均役として徴収されたように、国家的収取体制を強化する方向で造営費用の徴収に臨んでいた。さらに内裏の中隔垣については、延久三年より一国の前司・後司に負担を分け充てる制度を導入して、課役の完済を図ったのであった。

ところで、後三条政権の基盤に受領層の存在を大きく取り上げ、同政権は受領の動向に規定された性格を持つ、と評価する研究もあるが、右のような各賦課形態によれば、むしろ後三条政府は、造宮という国家的事業を通して、その経済源たる諸国（国司）を上部より統制・操作している様子が認められるのである。そして、重任功の停止や記録所の設置なども政府が国司を規制する性格を持ち、同一の政治基調から実施された政策と考えられる。要するに、延久度の造宮は、後三条政府の高権の下、中央機構における弁官局の活用と諸国財源の巧妙かつ広範な徴収体制とが有機的に関連しながら推進されたのであった。そしてその過程において、重任功の停止、記録所・修理左右宮城使の設置、宣旨柙の制定などが行われたが、これらは後三条親政の新たな施策として評価されてよいであろう。⁽⁷⁴⁾

しかしながら、こうした造営形態上の特質を生み出す基盤は、実は延久年間以前から備わっていたのである。まず弁官局については、十一世紀中葉から機能上に変化が現れてくる。例えば、この頃から、弁官局の

下級職員が官使として所領問題・徴税問題等解決のために諸国へ派遣される機会が多くなっていくこと、また一国平均役の賦課・免除や所領認定等のために官宣旨が多発されるようになることなどが指摘されており、さらに左大史小槻孝信が、すでに永承年間からその地位に就いていたことも、官務家の成立という問題とあわせて注目されている。⁽⁷⁵⁾ 従って、後三条親政の施策の前提には、かかる前代からの弁官局行政機能の拡大・充実を認めなければならぬと思われ、またそれゆえに、弁官局（官底）を成立母体とした記録所や修理左右宮城使も、その新設が延久年間にスムーズに行い得たと考えられるのである。一方、諸国に賦課した造宮用途を徴収する形態についても、長久年間から内裏造営時に荘園整理令が全国令として企画され発令されるようになり、また造内裏役を一国平均役として課す方式が政策的に実施されたのも同じ時期からであった。そしてこのような形態は、いずれも延久度の内裏造営において再現されているのである。加えて荘園整理政策でいえば、周知の如く、延久令で採用された天喜令のそれを引き継いだものであり、また、官底・記録所に発令された天喜令のそれを引き継いだものであり、また、官底・記録所での公験の中央審査体制も、その端緒は同じく後冷泉朝の治暦元年（一一〇六五）に見うけられることより、これらの内容にも前代の政策および政治基調を継承した側面が認められる。

十一世紀四十年代以降、国家は、在地における寄人化の盛行や荘園領域支配の拡大に伴う国司支配の困難化に対処するため、税制および地方

支配体制の面で改革を行うとともに、中央政治機構における弁官局の役割を高めて中央政府が直接地方支配に乗り出すようになるが、こうした国制は、後三条天皇の代に至っても基本的には受け継がれていたのである。そしてその上で、摂関の掣肘を離れ政治の主導権を獲得した天皇が、造宮事業という大きな契機を軸として、弁官局の運用をより活性化させ、荘園整理政策、一国平均役徴収等を前代以上に強力に推し進めていったのであった。よって、かかる観点に立つならば、延久年間における後三条天皇の親政は、十一世紀中葉に始まる支配体制の転換を再認識し、それを強化した政権として位置付けることもできるのではないだろうか。親政における新たな施策と同様に、そうした前代からの継承性についても等しく評価されなければならないと考えるのである。

さて、延久度の造宮に関して指摘した造営形態上の各特質は、院政期以降いかなる展開を見せていくか。各章で一部述べた如く、八省院造営での造国方式は院御願寺等の造営形態へとつながっていく性格を持ち、内裏造営での造内裏役徴収や築垣修造の新方式などは承徳―康和度、保元度と続く造内裏事業へと継承されていくのである。しかしそこには当然、変化していく面（重任功の復活、宮城使の活動の低下など）と発展していく面（院と受領との結びつき、造内裏役の一国平均役としての徹底性など）とが存するのであり、その全体的な検討は、院政期の国家財政史研究の成果ともあわせてなされなければならないが、これについては後日の考察に委ねたいと思う。

註

- (1) これに関する研究史は枚挙に遑がないが、後三条親政期の諸政策やその意義等を体系的に論じた研究としては、石井進「院政時代」(『講座日本史』二所収)、同「後三条天皇の登場」(『日本歴史大系』一所収)、佐藤宗諱「後三条天皇の新政」(『日本と世界の歴史』八所収)、橋本義彦「貴族政権の政治構造」(同『平安貴族』所収)などがある。
- (2) 坂本賞三「日本王朝国家体制論」、同『荘園制成立と王朝国家』、勝山清次「封戸制の再編と解体」(『日本史研究』一九四)など。
- (3) 下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(『史学研究』一四八)、曾我良成「官務家成立の歴史的背景」(『史学雑誌』九二―三)。
- (4) 同様の視角は、五味文彦「前期院政と荘園整理の時代」(同『院政期社会の研究』所収)でも見うけられる。また、十世紀研究会の諸氏による「書評 坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』」(『人民の歴史学』九五)の中でも、平安後期の変革期たる長久年間と延久年間との関わりが問われている。
- (5) 書陵部所蔵『土右記』(九条本)一巻に拠る。
- (6) 書陵部所蔵『御即位記』(壬生本)一冊に拠る。
- (7) 八省院造営の経過については、福山敏男氏の「大極殿の研究 朝堂院概説」(同『住宅建築の研究』所収)も参照させていただいた。
- (8) 院政期の行事所については、棚橋光男「行事所―院政期の政治機構―」(同『中世成立期の法と国家』所収)、市沢哲「院御願寺の造営に関する一考察」(『神戸大学史学年報』二)などの研究に詳しい。
- (9) 『本朝世紀』康和元年八月十六日条、『公卿補任』承保二年藤原通俊条。
- (10) ちなみに、長元三年(一〇三〇)の八省院修造では、公卿の封戸が修造費用として寄せられているが(『小記目録』第十五、内裏舎屋願倒事、長元三年四月二十五日条)、延久度の造営においても、かかる財源が補助的に用いられ可能性が考えられる。
- (11) 例えば、近藤喬一「瓦からみた平安京」一九二頁。

- (12) 土田直鎮「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」(『栃木県史研究』九)。
- (13) 成功の手續きについては、難波文彦『成功』の特質とその意義」(『国史談話会雑誌』二七) 参照。
- (14) 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」(『古代研究』一三・一四)。
- (15) 『平安宮大極殿跡の発掘調査』平安京跡発掘調査報告書一。
- (16) 河野房雄『平安末期政治史研究』二〇七～二〇九頁。
- (17) 円宗寺の造営については、滝善成「四円寺、法性・法成寺の研究」(『史苑』一〇)、平岡定海『日本寺院史の研究』五五七～五八一頁などを参照。
- (18) なお『除目大成抄』には、源維家が「造円明寺功」により右兵衛少尉に任ぜられたことを記すが、かような一人の私財で円宗寺全体の造営がなされたとは考えられず、これは播磨国の造営を補完するものとして採用された成功であると考えられる。
- (19) 承久三年閏十月播磨清水寺住侶解(『鎌倉遺文』五一二八八三号)、『本朝続文粹』卷六所収康和六年正月二十六日藤原敦基奏状。なお橋俊綱の経歴については、真鍋照子「橋俊綱考(その一)」(『平安文学研究』二五) 参照。
- (20) 前掲註(14)上原論文。
- (21) 『本朝続文粹』卷六。なお、俊綱の実父は藤原頼通である。また、俊綱同様、高房・経平も後に内蔵頭に任ぜられていることは留意される。
- (22) 小山田義夫「十一～十二世紀における寺院の造営形態」(『日本歴史論究』所収)。
- (23) 『御堂関白記』寛弘二年十二月二十五日条、『左経記』長元七年八月一日条など。
- (24) 『公卿補任』延久三年源隆綱条によれば、隆綱はこの年の十一月十八日に「造宮職権大夫」の賞で従三位に叙されている。
- (25) 『公卿補任』延久三年源隆俊条によれば、隆俊はこの年の八月二十八日に「天皇自四条宮入御新造内裏、大夫賞」によって正二位に叙されている。
- (26) 『平安遺文』三一―一〇〇号。
- (27) 小山田義夫「造内裏役の成立」(『史潮』八四・八五)。
- (28) 拙稿「一國平均役の成立について」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』所収)。
- (29) 前掲註(28)拙稿参照。なお造高陽院役に関する徴証は、康平三年(一〇六〇)三月十八日藏人所牒案(『平安遺文』三一九五三号)に見られる。それによれば、和泉国司が「造宮材木加徴米」等を官宣旨によって国内平均に賦課したことが知られるが、この造宮は、平安宮内裏ではなく、当時まさしく造営が行われていた里内裏高陽院を指すものである。
- (30) 前掲註(1)石井「院政時代」。
- (31) なお、中野栄夫氏は「大田文研究の現状と課題」(『信濃』三三―三七)において、国図を目録としてまとめた「抄帳」とでも呼ぶべき賦課台帳が大田文の前段階に存在したことを想定されている(『日本歴史大系』二、一、二六頁の同氏執筆部分も同様)。かかる内容については確証を得難いが、その見解は支持されるべきものと思う。
- (32) 市田弘昭「平安後期の荘園整理令―全国令の発令契機を中心に―」(『史学研究』一五三)。
- (33) 戸川点「十一世紀中期の荘園整理令について―後三条政権の評価をめぐって―」(『日本古代・中世史 研究と資料』一)。以下、戸川氏の見解に触れるときは、すべてこの論文を指す。また、小口雅史「荘園整理令について」(『歴史と地理』三八五)も受領層の要求という点を強調している。
- (34) 曾我良成「国司申請荘園整理令の存在」(『史学研究』一四六)、市田弘昭「王朝国家期の地方支配と荘園整理令」(『日本歴史』四四五)。
- (35) 『春記』長久元年五月二日条。
- (36) 年月日未詳某郡司等解(『平安遺文』三一六四一号)、『平安遺文』の編者は、内容から見て本史料を永承元年に比定しており、これに従った。
- (37) 『公卿補任』天喜五年源資通・源経成条、治暦四年藤原資仲条。
- (38) 承保令と内裏造営との関係については、前掲註(28)拙稿で述べている。
- (39) 坂本賞三「寛治七年荘園整理の議とその背景」(『古代文化』三七―二二)

では、全国令の整理基準が次第に下がっていくことに注目し、全国令は、封戸等の国家的給付の代替として既存の国免荘を追認するという意義を持つことが指摘されている。

(40) 本文では平安後期において発令されたことが確実な全国令をあげたが、この外にも永保令・康治令の存在(前掲註(32)市田論文)や大治令の発布(前掲註(39)坂本論文)などが推定されている。だが私は現在のところ、永保令の発令についてはなかったものと考え(坂本論文参照)、大治令・康治令についても、保留しておく。なお、寛治七年(一〇九三)のいわゆる寛治案についても、議に止まったものか、実際に発令されたものかは明らかでないが、翌嘉保元年十月に造内裏のことを三箇年延期することが議されているので(『中右記』嘉保元年十月三十日条)、永保二年(一〇八二)に焼失した内裏の再建が寛治七年頃から計画されていたとすれば、寛治案の発議も造内裏を契機としていたと考えられる(美川圭「公卿議定制から見る院政の成立」『史林』六九—四〇参照)。また石井進氏は、寛治年間に諸国惣検が行われたこと(『峰相記』)、同じ頃に延久の宣旨栞の例を追って再び公定栞が制定されたこと(『潤背』)などを考えあわせて、寛治案は実際に全国令として発布されたこととみた方が自然であるとされている(『日本歴史大系』一、九六二—九六三頁)。とすれば、承徳二年(一一〇九八)から造営が始まる承徳度の造内裏でも、数年前にはなるが、その前段階に全国令の発令があったことになる。そしてこの度の造内裏は、同年十月に新造内裏遷御日時が勘申されながら、再び康和二年(一一〇〇)四月に新造内裏遷御の日時が勘せられているのだが、これは、承徳二年の末頃に堀河天皇の女御藤原政子が懐妊したことにより、内裏造営がいったん中断されたからである。ところが康和元年四月四日に政子が流産した(『中右記目録』)ことによつて、同年四月十九日に造営が再開されたのである(『本朝世紀』同日条、なお鈴木亘「平安宮仁寿殿の建築について」『日本建築学会論文報告集』二五七(参照)。従つて、康和元年五月に発令された康和令は、再開後の造内裏に対応するものとして、従前にならぬ発令されたと考えられるのである。

(41) 延久四年九月五日太政官牒(『平安遺文』三一—一〇八三号)。

(42) これを表にしてまとめると次の如くである。

No.	荘園	①記録所勘奏	②太政官裁定	①の期間②	出典
1	感神院領	延久二・正・三	延久二・二・三	約一ヶ月	平〇四
2	正子内親王家領	延久二・三・二	延久三・六・四	約六ヶ月	平補二
3	薬勝寺領	延久三・三・元	延久三・六・三	約三ヶ月	平〇五
4	東大寺領	延久三・五・四	延久三・六・三	約一ヶ月	平〇六
5	〃	〃	〃	〃	平〇六一
6	石清水八幡宮、護国寺領	延久三・五・元	延久四・九・五	約三ヶ月	平〇六三

(43) 戸川氏は、市田氏の所論に対して、造内裏役が在地において課される前には必ず全国令が出され、かつ荘公の領域確定が完了していなければならないと解されて批判を展開しておられるようであるが、これはやや極端な解釈といえるのではないだろうか。市田氏もそれが絶対の条件とはされていないと思われる。

(44) この点、前掲註(2)坂本『荘園制成立と王朝国家』三三〇頁参照。

(45) 榎道雄「延久荘園整理令考」(『古代文化』三六一—〇)。

(46) 『図書寮典籍解題』歴史篇参照。なお、旧宮崎文庫本『百練抄』は全七冊、七七八号、新井本『百練抄』は全十四冊、函号二〇五・三〇四。

(47) 新訂増補国史大系本は旧宮崎文庫本と校合しているが、問題の「閏二月」と「閏十月」の相違については、頭注その他で記していない。

(48) なお、こうした記事の記載順序からすると、二月二十三日条(荘園整理令)・閏十月十一日条(記録所設置)の次に内容の異なる三月十五日条がくることも、その前後関係が問題になるかと思われる。しかし、これは『百練抄』自体の編纂方針によるものと考えられる。即ち『百練抄』では、まず主体となる記事を掲げ、次にそれと関連する記事があれば日付が離れていても続けて併記する形式をとっているの、さらにそのあとにくる別内容の記事と日付が前後していてもおかしくはないのである。同様の事例は、延久元年三月十五日条

の関連記事で六月五日条(旧宮崎文庫本では大書)があり、その次に四月二十八日条がくるもの、また、延久二年十二月二十六日条の関連記事で(延久)三年六月三日条(同じく大書)があり、その次に(延久二年十二月)二十七日条がくるものなどが見つけられる。

(49) 延久の記録所の職員に関しては、宮川満「延久の庄園整理について」(滋賀県立短期大学雑誌)一一一(B)、前掲註(1)橋本論文などの研究で論及されている。ただし宮川論文では、上卿と弁の比定に人物を広く取りすぎていると思われるので、ここでは前掲註(42)の諸史料に基づいて職員を推定された橋本氏の見解に拠ることとする。即ち、上卿は延久二年が源経長、同三年、四年が源隆俊であり、弁はその間大江匡房が就任していた、というものである。なお寄人は五人であり(『玉葉』文治三年二月五日条)、そのメンバーには左大史小槻孝信をはじめとして、その他、当時大外記・文章博士などの任にあった者が選ばれたらしい。

(50) 『平安遺文』三一一〇四八号。

(51) 官底の語義については、前掲註(3)下向井論文、同「書評 棚橋光男著『中世成立期の法と国家』」(『日本史研究』二七二)等で示された見解に拠る。なお、同様の用例としては、局底(外記局)、庁底(院庁)などが見られる(『標注職原抄別記』下)。

(52) 天永二年(一一二一)十月二日筑前国観世音寺三綱解案(『平安遺文』四一一七五三号)に引用する延久元年閏十月九日官宣旨(肥前国司宛)の内容は、「応任先符従停止寛徳二年以後新立庄園事、右、権大納言源朝臣経長宣、奉勅、彼年以後所立庄園可停止、宣旨有限、何可然乎、就中起請以前庄園等、詳定券契、決断是非之後須有停否、然寄事於新制、猥令滅亡所部之旨、不可然云云」というものであるが、ここでは起請以前の庄園について詳しく券契を定め是非を決した上で停否を裁定すべきである、と指令しているにもかかわらず、「記録所」のことは見えないのである。これは、この官宣旨が出された延久元年閏十月九日に至っても、まだ記録所が存在していなかったことを示しているのではなからうか(天永二年九月に設置された天永の記録所の場合は、同

年十一月二十一日東大寺伊賀国黒田柚文書目録注進状案(『平安遺文』四一一七五六号)に「右、去十月十二日宣旨云、左少弁源朝臣雅兼伝宣、権大納言藤原朝臣宗忠宣、奉勅、件事於記録所為対決是非、宣進上文書正文者」と見える)。よってこの二日後に記録所が設置されたとすると、政府の意図としては、本史料に見える如き国司の延久令の方針に背いた収公に規制を加えるというところもあつたのではないかと考えられる。ところで、周知の如く『愚管抄』は記録所の設置理由については、諸国に庄園(特に摂関家領)が満ちて受領の勤めが果し難いという国司の要求を天皇が聞き入れたことに求めている。しかし右の肥前国の例を勘案すれば、実状は、やはり庄園領主と国司双方の主張が対立する所領を、政府が国家的立場から公正・迅速に裁定するために記録所を新設したと考えられ、こうした観点から『愚管抄』の記述を見直す必要があると思われる。

(53) 東寺百合文書マ函。日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』三五頁に所収。

(54) 佐々木文昭「平安・鎌倉初期の記録所について」(『日本歴史』三五二)。

(55) 五味文彦「信西政権の構造」(同『平家物語、史と説話』所収)では、保元度の内裏造管と庄園整理の両事業の間で、同様の関係が指摘されている。また美川圭「院政における政治構造」(『日本史研究』三〇七)では、記録所の臨時性に注目した上で、その財政機能が高く評価されている。

(56) 保元二年(一一五七)九月二十八日記録所寄人文書請取状(『平安遺文』六一二九〇四号)。

(57) 設置月日について、『歴代皇紀』は延久三年二月六日とするが、初代宮城使の補任月日が『百練抄』と同じく三月二十七日であるので(『公卿補任』弁官補任)、『歴代皇紀』の日付は採らない。

(58) 修理左右坊城使については、松原弘宣「修理職についての一研究」(『ヒストリア』七八)参照。また「坊城」の範囲については、岸俊男「遺跡・遺物と古代史学」二三三〜二三七頁参照。

(59) 『公卿補任』慶長十一年藤原光広条、『弁官補任』慶長六年同条。

(60) 戸田芳実『中右記 躍動する院政時代の群像』五七頁。

(61) 『中右記』承徳二年十一月十九日条によれば、この日、左宮城使藤原宗忠は神祇官の廻見を行っているので、あるいは大内裏内の諸司建造物の修造にも関与するものであったのかもしれない。

(62) 『統左丞抄』第三所収左右宮城使・防鴨河使・造東大寺司等補任文書など。

(63) 『統左丞抄』第三所収寛元二年十月十三日行修理右宮城事所返抄を参照。

(64) 『中右記』永長元年四月二十一日条、天仁元年三月五日条、『本朝世紀』康治元年六月十八日条、仁平元年十月十日条、『玉葉』治承三年十月二十二日条など。

(65) この例外は、管見では『弁官補任』保延三年条に参議右大弁藤原宗成を左宮城使と記している一例のみである。しかし『公卿補任』にはその徴証がなく、これは『弁官補任』の記載の方に誤りがあるのではないかと思われる。なお『国史大辞典』の「修理宮城使」の項目では、「『公卿補任』によれば延慶三年(一一三〇)・長祿二年(一一五八)・享祿三年(一一五三〇)に参議が本使の長官に任ぜられている」と記すが、これらは任参議のときに記された経歴の中に任宮城使のことがあげられているのであって、いずれも中弁のときに補任されているものである。

(66) 伊房・隆方については『弁官補任』、孝信については延久三年六月二十二日太政官牒案(『平安遺文』三一〇五八号)等に拠る。

(67) 前掲註(3)曾我論文。

(68) 渡辺直彦「防鴨河使の研究」(同『日本古代官位制度の基礎的研究』所収)。

(69) 書陵部所蔵、一卷、函号壬・一〇一五。なお、本史料の詳細については、吉岡眞之「検交替使帳の基礎的考察」(『書陵部紀要』二六)参照。

(70) 建久二年(一一九一)三月二十二日宣旨(建久新制、『統々群書類従』第七法制部所収)には、

一、可令且任延久符宛催本支配国、且尋本功輩致勤宮城瓦垣事とあり、宮城瓦垣修造の勤めを「本支配国」に充て催すことが「延久符」に基づくものとしている。これも「延久三年宣旨」に関わるものと考えられよう。

(71) 『小右記』長元元年(一一二八)十一月二十九日条、『江家次第』巻四(定受領功課事)など。

(72) ただし完全はこの方式に切り換えられたかどうかは疑問で、一部の国では実際に施工を行うところもあったと思われる。

(73) 林屋辰三郎『古代国家の解体』など。

(74) なお、延久年間には、その外にも内廷経済政策や京都の治安対策などの面で新たな動きがあったことが先学により指摘されているが、それらの検討については後日を期す。

(75) 曾我良成「王朝国家の政治機構」(『古代史研究の最前線』二所収)、前掲註(3)曾我論文。

(76) 治暦元年九月一日太政官符写(『図書寮叢刊』壬生家文書一九二七号)、『勘仲記』弘安十年七月十三日条。このことについては、前掲註(2)坂本『荘園制成立と王朝国家』三一七〜三二〇頁参照。